

報告第37号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月1日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第26号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年2月20日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公園施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和5年11月4日 午前11時30分頃

2 事故発生の場所

西向児童公園（つくば市松代五丁目13番地）

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■■■■■

4 事故の概要

公園内のくぼみで相手方がつまずき、右足首の靭帯を損傷したもの

5 損害賠償額

金8,798円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金8,798円を支払う。
- (2) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。